

新型コロナウイルス感染症に対する本学院の取り組み・対応について

本学院が行う授業は、3つの条件「換気が悪い密閉空間」「人が密集している」「近距離での会話や発声が行われる」に該当することから、当面の間以下の対応を行います。

1. 基本的な感染症対策

- (1) 学生・教職員は、登校前に自身の**健康状態を確認**すること。
- (2) 手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、校内では、飛沫を飛ばさないため、**マスクを着用**すること。
- (3) 教室内の温度を適切に管理すること。
- (4) 以下の時間で2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開け、**最低5分程度換気を行う**こと。
■昼間部：①朝一校内開錠時 ②10:45 ③12:00 ④14:30 ⑤16:00
■夜間科：①16:00 ②20:00
- (5) エレベーターは、4・5名での利用に留めること。

2. 教育活動の実施等に当たっての留意事項

- (1) 授業の実施に関し、大声や集団での発声を控えること。
- (2) 学生が向かい合わせになる場合は、十分な距離を確保すること。

3. 出席停止の取扱いについて

- (1) 学生の感染が判明した場合、治癒するまでの間、本学院学生便覧の通り「公欠」とする。
- (2) 学生等が濃厚接触者となった場合、14日間の「公欠」とする。
- (3) 学生等と同居する家族が濃厚接触者となった場合、当該濃厚接触者の健康状態の観察が終了するまでの間、「公欠」とする。
- (4) 学生等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、「公欠」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、院長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。
- (5) 基礎疾患等がある学生等が登校すべきではないと判断された場合は、「公欠」として取り扱う。

4. 臨時休業の判断・取扱いについて

学生等又は教職員の感染が判明した場合、市教育委員会は、北海道等の衛生主管部局からの助言を踏まえ、臨時休業の必要性等について検討し、判断を行う。

5. 「感染拡大警戒地域」、「緊急事態」、「非常事態」等の地域に指定された場合について

感染拡大を抑える観点から、3つの条件が同時に重なる場を避けるための取り組みについて、国や北海道等の首長から活動自粛要請があった場合は、臨時休業を実施する。

6. 本学院内で感染者が判明した場合の臨時休業について

北海道の衛生主管部局と、**学校内における活動の動態、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等**を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校の全部又は一部の臨時休業を行う。

Q&A よくある質問について

このQ&Aは、一般的によく聞かれる質問をまとめたものです。アルバイト先や課外活動を行う際の基準としてください。

■手洗いの頻度は、どのくらいすれば良いか？

外から教室に入る、トイレの後、昼食の前後にこまめに手を洗うことが重要です。手を拭くタオルやハンカチなどは、個人持ちとして、共用はしないこと。また、手洗い後のハンドドライヤー使用は控えること。

■発熱等の風邪症状を、登校前に確認できなかった時の対応をどのように行うか？

発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養してください。

■学校で学生等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。

学生等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養してください（本学院では「公欠」とします。）。また、次の症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センターに相談」に相談をしてください。

- (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けている場合を含みます）
- (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある（基礎疾患等のある学生等は、この状態が2日程度続く場合）

その後、もし感染が確認された場合には、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うこととなりますので、これにご協力ください。（なお、本学院の学生等の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「公欠」の措置とします。）

■学生等や教職員が感染した場合はどうなるのか。

検査の結果、感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や教育委員会においてもご協力ください。

■換気は、具体的にどのようにすればよいか

休み時間毎に2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われます）を広く開けて換気を行うようにします。また、換気の程度は天気や教室の位置によって異なり、授業中も2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくことが望ましいと考えます。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適時対応してください。なお、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底にご留意ください。

■窓のない部屋ではどうしたらよいか。

窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時入り口を開けておいたり換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努め、また、使用時は、人の密度が高くないように配慮してください。

■どのような場面でマスクをすればよいか。

基本的な考え方として、飛沫のかからないような十分な距離（多くの学生等が手の届く距離に集まらない状態）があり、かつ、換気を適切に行っている室内や屋外である場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

（教室での授業）

教室において、学生等の間に十分な座席の距離が取りにくく、近距離での会話や発声が必要な場合には、適切に換気を実施した上で、マスクを着用してください。ただし、例えば、少人数であるなど、ある程度座席を離して配置することができる場合は、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

（登下校時）

学生同士で徒歩登校する場合、向かい合わせにならず、十分な距離を保っていれば、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用し、感染のリスクを抑えてください。